

健康保険資格喪失証明書（出産育児一時金用）を申請される方へ
～ 出産予定の方へ～

出産育児一時金については、被保険者期間（任意継続被保険者や共済組合の組合員であった期間を除く）が、継続して1年以上ある方が、資格喪失後6か月以内に出産したときは、最後に被保険者であった健康保険、または現在加入している健康保険のどちらか一方から、給付を受けることができます。同一の出産につき両方から受けることはできません。

資格喪失後6か月以内の出産による出産育児一時金の支給額は50万円*です。付加給付の支給はありませんのでご注意ください。

*産科医療補償制度等に参加していない医療機関等で出産された場合等の支給額は48万8千円です。

出産時現在加入している健康保険から支給される金額や支給要件等をご確認いただき、その結果、当健康保険組合の資格喪失後6か月以内の出産による出産育児一時金の受給を希望する場合（直接支払制度利用）は、加入している健康保険の資格情報のあるマイナ保険証等とあわせて、当健康保険組合の資格喪失証明書を出産予定の医療機関等に提示してください。

資格喪失証明書の申請は、下段の申請書にご記入の上、切り取り線から切り取って当健康保険組合に送付してください。

-----切り取り線-----

健康保険 資格喪失証明 申請書（出産育児一時金用）

令和 年 月 日

近畿電子産業健康保険組合 御中

出産育児一時金の直接支払制度を利用するため、私の被保険者期間にかかる証明を申請します。

勤務していた事業所名			
被保険者等記号・番号		記号	番号
取得年月日	昭和・平成・令和 年 月 日	喪失年月日	令和 年 月 日
氏名	(フリガナ:)	生年月日	昭和・平成 年 月 日
住所 (送付先)	〒		
電話番号	*日中連絡のとれる電話番号を記入してください。		

※被保険者証等記号・番号や資格取得、喪失年月日が不明のときは空欄でも結構ですが、その他の項目を正確に記入してください。

※在職中に氏名変更の手続きをされていないときは、在職時の氏名で証明します。

※資格喪失後、氏名変更をされ喪失証明の記載を変更後の氏名で受けられたい場合は別途氏名変更届が必要です。

※資格喪失後6か月以内の出産については、付加給付の支給はありません。

※当組合の被保険者期間が継続して1年以上ない方は原則としてこの証明書を発行できません。ただし、他の健康保険の資格期間と継続通算して1年以上となる場合は、他の健康保険の資格喪失証明書を添付してください。